

八幡平市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和4年5月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和4年7月26日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修象

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和4年 5月23日	花き研究開発センター	10:30 ~ 12:00	安代総合支所 打合室
	安代総合支所	13:15 ~ 16:30	
	田山支所		
	田山スキー場 防災ダム管理所		
5月24日	農業委員会事務局	10:00 ~ 10:45	議会議事堂 理事者控室
	議会事務局	11:00 ~ 11:45	
	会計課	13:00 ~ 13:45	
	西根総合支所 西根地区市民センター	14:15 ~ 16:15	西根地区市民センター 娯楽・高齢者休養室
	監査委員事務局	16:30 ~ 17:15	監査委員事務局内

第2 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 岩根 修象

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和3年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。

(1) 安代総合支所、(2) 田山支所

① 岩手県収入証紙事務における未決裁処理について【指摘事項】

令和3年度の岩手県収入証紙事務について、当該事務は、県から一括買受けしている会計課（会計管理者）に対して、出納員である総合支所長が必要枚数を申し込み、これを受領してそれぞれの総合支所で売捌くものである。しかしながら、安代総合支所並びに田山支所において、「岩手県収入証紙申込書」を総合支所長の決裁を受けないまま、担当者の判断で必要枚数を決めて会計課に提出している。八幡平市長部局代決専決規程第5条第2項別表第2に安代総合支所長の専決事項として、「37 県収入証紙の請求及び代金の納付に関すること」と明記されているので、これは明らかに不適切である。今後においては、再発防止を徹底したうえで関係例規に則して、適正に事務を執行すること。

(3) 防災ダム管理所

① 見積開封事務の不備について【注意事項】

令和3年度の「業務用無線局再免許申請手続業務」について、見積開封顛末書の「2 予定価格」の税込み金額を、本来であれば「102,300円」と記載すべきところを、「97,950円」と間違えて記載している。また、業者から提出された見積書在中の封筒に受付印が押されていない。受付印は、見積書が提出指定日時に適切に受け付けされたかどうかを

確認する証拠になるものであり、契約業務の適正な執行の証として必要不可欠なものである。今後においては、担当者はもとより決裁権者を含めて、決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

② 見積調書に記載すべき開封年月日の未記載並びに見積金額の誤記載について【注意事項】

令和3年度の「安代防災ダム環境整備業務」について、「見積調書」の「開封年月日」のところに日付けが記載されておらず空欄となっている。また、当該調書の見積金額を、本来記載すべき税抜額の「453,000」ではなく、税込額の「498,300」と間違えて記載している。同様に、予定価格についても税抜額の「454,000」ではなく、税込額の「499,400」と記載している。今後においては、担当者はもとより決裁権者を含めて、決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

③ 予定価格決定根拠資料の未添付について【意見又は留意事項】

令和3年度の「安代防災ダム群無線装置統合管理システム保守点検整備業務」及び「安代防災ダム群草木刈払等環境整備業務」など、数件の業務委託契約について、見積開封顛末書には「設計書等に基づき予定価格を決定」と記載されているにもかかわらず、これらの積算根拠資料が添付されていない一件綴りが見受けられた。当日の説明の際は、別冊に綴ってあるとのことであったが、当日は当該積算根拠資料を見つけることができずに、後日、改めて提出してもらい確認することとなった。予定価格は、契約の公平性を担保するために設定するものなので、予定価格決定者は適正かつ明確な根拠に基づいて決定した証として、積算根拠資料を必ず添付しておかれない。